鳥取県告示第 1051 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 14 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名 (名称及び 代表者の氏名)	住所 (主たる事 務所の所在地)	介護予防サービス 事業を行う事業所 の名称	介護予防サービス 事業を行う事業所 の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
医療法人悠和	鳥取市新 103-	デイサービスセン	鳥取市大覚寺 77-	介護予防通所	平成 19 年 12
会	10	ター悠	56	介護	月5日
理事長 橋口					
政弘					